

第四十三回 参議院 地方行政委員会 會議録第十四号

昭和三十八年三月十九日(火曜日)
午前十時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 石谷 憲男君
理事 小林 武治君
西郷吉之助君
林 虎雄君
市川 房枝君

委員

北口 龍徳君
沢田 一精君
小柳 勇君
鈴木 壽君
基 政七君

國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

政府委員

自治省税務局長 柴田 護君

事務局側

常任委員 鈴木 武君
会専門員

説明員

自治大臣官房参事官 松島 五郎君
自治省税務局 市町村税課長 佐々木 喜久治君

本日の會議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査

(昭和三十八年度地方財政計画に関する件)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

初めに、地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、並びに昭和三十八年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。

まず、地方税法の一部を改正する法律案につきまして補足説明を願います。柴田税務局長。

○政府委員(柴田護君) 地方税法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

逐条で御説明すればいいのでございますが、整理条文がたくさん入っておりますので、要綱に従いまして、必要に応じ条文について御説明申し上げたいと思ひます。

地方税法の一部を改正する法律案は、大きく申し上げて二つの部分からなっております。一つは地方税の負担の軽減、合理化を中心とする部分、いま一つの部分は、徴収制度の改善合理化に関する部分でございます。

徴収制度の改善合理化に関する部分は、ちょうど一年前の通常国会に提案をいたしましたのでございますが、いろいろな事情がありまして継続審議になり、この前の臨時国会で廃案になったのでございますが、そのものをそのままここに挿入いたしております。

地方税の改善合理化に関する部分につきましては、電気ガス税と国民健康保険税の負担軽減が中心でございます。狩猟制度の改正に伴う狩猟者税の合理化がその次の一つの柱でございます。

最初に電気ガス税と市町村たばこ消費税でございますが、電気ガス税の税率を八%と一%下げまして、これに伴います市町村の減収を、たばこ消費税の税率を一・四%引き上げることによりまして補てんをいたしております。

これによりまして減収額は初年度五十二億円、平年度五十六億円でございまして、たばこ消費税の引き上げの一・四%によりまして増収がちょうど同額でございまして、ほぼ大体これで総額といたしましては補てんをすることができたようなわけでございまして、たばこ消費の団体については見て参りますと、町村につきましては、ややこれで増収でございます。若干増収でございます。

ところが、大都市と発展しつつあります都市並びにその周辺市町村におきましては、やや減収、こういう姿が出て参るようでございまして、

第二番目の国民健康保険税でございますが、国民健康保険税につきましては、低所得者に対する負担軽減をはかりましたために、低所得者に対する応益割を軽減することにしたいたしました。これの補てんを国庫負担金、特に調整交付金の増額によりまして補てんをすることにいたしております。それとともに、本年の十月から世帯主につき

まして七割の給付が実施されますので、それに伴いまして標準賦課総額の額を現行の八〇%から七五%に、正確に申し上げますと、療養の給付及び療養費の総額から一部負担金の額を引き下げることにいたしました。恐縮でございますが、新旧対照表の三百十一ページをお開き願いますと、そこに国民健康保険税の関係条文の改正の新旧対照表が出ておりますが、七百三条の三につきましては、先ほど申し上げましたような理由で改正をいたしております。

それから七百三条の四でございますが、これに国民健康保険税の減額の規定を置いております。低所得者に応益割を軽減いたします場合に、標準賦課総額をきめて、それを応益割、応能割にそれぞれ分けてまして按分していくわけでございまして、その按分したもので一定額を軽減をする、こういう形をとったわけでございまして、つまり減免という形をとりませんに、当然減額するのだと、こういう形をとったわけでございまして、そうして、その軽減の仕方は、世帯主が納税義務者でございますので、その世帯に属する被保険者について算定した道府県民税の所得割にかかると所得割のようになった総所得金額、これにつきまして所得九万円以下のもので、九万円から平均四人世帯で大体十五万円、この程度のものについて、これ以下のものでございまして、世帯別平等割と均等割とを軽減する、こ

ういう形をとったのでございまして。法律ではいづれも政令で定めることにいたしておりますが、その政令で定める内容はそういうことでございまして、この前にあります三百十三ページの終りの行の「被保険者の数に応じて政令で定める金額」、これは大体一人二万円程度を考えております。それから「政令で定める基準にしたがい」というのは、その所得金額が九万円以下のものにつきましては二分の一、それから十五万円から九万円程度のものにつきましては三分の一と、こういう工合に考えておる次第でございまして、それによりまして軽減額は大体四十二億円、金額調整交付金の増額によって補てんをする予定でございまして、

それから第三番目は、固定資産税でございます。固定資産税につきましては、最初の(イ)の、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会が所有し、かつ、経営する保険施設、それから(ロ)、農林漁業団体職員共済組合が所有し、かつ、経営する病院、診療所及び保険施設、これにおいて直接その用に供する固定資産については非課税措置をとったのであります。これは従来、類似の資産との均衡上これらのものがはずれておりましたので、不均衡を生じておりましたので、それを是正したものでございまして、

第二の鉄軌道用地及び鉱業用坑道の評価でございますが、鉄軌道用地及び鉱業用坑道につきましては、従来資産の性質上、またその所有事業の現況に

いろいろ問題があつたのでございますが、それをそのような現況から考えまして、昭和三十八年度から負担の軽減をはかることにいたしましたのであります。事の性質上、それは評価基準の、これらの資産の評価の是正という形において負担の軽減をはかることにいたしております。この条文は新旧対照表の三百二十九ページ以下でございますが、三百二十九ページの十六項からずっと最後まで——三百三十七ページの三十一項まででございます。この間には、この条文にはずいぶん整理条文がたくさん入っておりますので、読みにくいと思いますが、大体の考え方は、固定資産の評価基準につきまして、昭和三十九年度から改正評価制度によって評価が行なわれるわけでございます。昨年の改正におきまして立法措置が講ぜられたわけでございますが、その場合には、従来の自治大臣の定める評価基準に準じて地方団体がやる建前を変えて、自治大臣の示す評価基準そのものによって行なう、このように法律措置が変えられておりますが、昭和三十八年度におきましては、据え置き年度でありますので、従来どおりであります。その部分を法律措置で変えて、鉄軌道用地及び鉱業用坑道につきましては、昭和三十八年度分についても自治大臣の示す評価基準によって行ない、そうしてその評価基準において合理化をはかり、それによって負担の軽減をはかりたい、こういう趣旨でございます。それによります負担の軽減額は約二億円でございます。どこが違ふかと申しますと、三百二十九ページのところの十六項以下にあります。その裏のページの三

百三十ページのまん中ごろに、「改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続によつて」と書いてあります。これが、現行制度を見ますと、その「手続に準じて」ということになりました。これが「よつて」ということになりました。それから、同じく三百三十一ページ十九項の終わりごろから三百三十二ページの初めまでございますが、終わりから初めにかけて、これも「手続によつて」という言葉を使っております。それから、同じく三百三十三ページの二十二項におきまして、「当該鉄軌道用地の価格によつて行なわなければならない」というふうな、全部よることにして評価基準を強制する形にいたしております。それから、評価基準の自身でございますが、中身につきましては、法律上規定が出て参りませんけれども、大体の考え方としては、従来沿接する土地の価格に比準をして、その大体八割の価格をもつて大体評価額とする、こういうことでやっておりますが、その評価基準を変えて、沿接する土地の比準した価格の大体五割の価格をもつてその価格とする。

それからまた鉱業用坑道につきましては、従来は税務計算によります評価額と別の考え方をとっておりまして、原則として法人税の税務計算の基礎となつた価格による、つまり租税特別措置法の計算を取り入れた価格による、このように変えるつもりでございます。それから第四番目の不動産取得税でございますが、不動産取得税の第一の農林漁業団体職員共済組合の病院及び診療所に関する不動産取得に関する非課税、これはやはり固定資産税と同じように、類似の団体の病院、診療所、これに類します非課税の取り扱いとの均衡を考えまして非課税にすることにいたしましたのでございます。

二番目の、中小企業工場集約化のために事業協同組合等が不動産を取得いたしました、それを組合員に譲渡した場合、この場合におきましては、事業協同組合が取得いたしました後二年を限って、二年間に組合員に譲渡したものであるが、これが実態に沿わないという批判もございまして、この期限を、二年を三年に延長をいたしました。それからなお、別途中小企業近代化法におきまして、商業団地につきましても、工業集約化と同じような取り扱いをすることにしたしております。それから、狩猟制度の改正に伴います狩猟者税の改正でございますが、狩猟制度が改正になりました、狩猟免許制度が改正になりました、狩猟免許が、従来は、一県で免許を受けました、それが各県免許の仕組みに変わります。これに伴いまして、狩猟税の関係につきまして改正を加えたのでございます。一つは、狩猟者税を廃止いたしました、新たに狩猟免許税と入猟税を創設いたしました、入猟税は目的税といたしたのでございます。いわば従前のものを免許税的なものと行為税的なものとに分けたことになるわけでございます。狩猟免許税につきましては、これは狩猟免許を受ける者に對しまして、その府県において課する。その税率を、そこに書いてござい

ますように、千五百円、七百元、四百五十円といたしました。また入猟税は、同じく狩猟免許を受ける者に對しまして府県で課するのでございますが、その税率は、甲種、乙種は千円、丙種、つまり空気銃でございますが、空気銃につきましては三百五十円というようにいたしましたのであります。狩猟免許税と入猟税の賦課徴収は、両税を合せて行なうことにいたしました。負担関係につきましては、従来甲種狩猟免許と乙種狩猟免許を受けた者で(の)以外の者、つまり「当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しないもの」のその他の者については三千六百元でございましたが、これを入猟税と合わせまして二千五百円に下げております。

第二番目の(の)の部分につきましては、従来と若干規定を変えております。恐縮でございますが、新旧対照表の百三十八ページをごらん願います。従来は、そこに書いてございますように、「甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、狩猟者若しくは林業を主たる生業とする者で当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもの又は農業を主たる生業とする者でもつばら自家労働によつてこれを行なうもの」と、こういう書き方をいたしております。しかし、今日の狩猟の実態におきましては、「狩猟業を主たる生業とする者」というものは実際問題としてなかなかございません。少なくなつておりますのと、それから、事務の、実際の判別という点から考えまして、むしろこれを、道府県民税の所得割額を納めるか納めないかということ

によって判断をしたほうがいい。今回特に、狩猟免許の効力が免許地府県だけにしか及ばない、それ以外の県には及ばないということになって参ります。と、狩猟免許を行ないます県でもつてその納税義務者について一々判断することがなかなかむずかしいといったようなことを考えまして、むしろ所得割、つまり所得割を納めるか納めないかという能力をもつて判断するというのが合理的だと考えまして、そのように割り切つたのでございます。この種の納税義務者は、従来は千八百円であつたわけでございますが、今回は狩猟免許税七百元と、それから入猟税が千円、両税合せて千七百円と、丙種につきましては、従来は九百円でありましたものを、今回は両税を合せて千八百円と、百円の軽減をいたしております。第一号の納税義務者につきましては軽減割合が多いように考えられますが、この種の納税義務者は通常一県だけで狩猟を行ないませんで、数県にわたつて狩猟を行ないますわけでござい

おるわけでございますが、従来は所得の生じた年度について外国税額控除を行なうという建前にいたしておりました、一々適及することになりまして、手続が非常に複雑だ。それを、今度は所得が発生した年度ではございませんで、実際に課税された年度をとる。それから、従来は一定の限度額を限って税額控除を認めて参りましたが、したがって、限度額を越えたものにつきましては、控除が認められないというようになつておつたのであります。が、今回はこれを合理化いたしましたので、限度額に余裕があります場合は、五年前にさかのぼつてそれを使うことができる。もしその年に余裕があれば、五年前の部分で限度額をはみ出した部分についても、その余裕額の範囲内でもって税額控除を認めていく、こういうような合理化した形にいたしましたのであります。それから、充当の順序は従来どおりでございます。所得税、法人税、道府県民税、市町村民税、こういう順序があるわけでございます。それから、従来は国別の限度額と一括限度額との選択制を認めておりましたが、今回は一括限度額一本に改めることにいたしました。したがって、所得税、法人税におきますところの改正に对应いたしまして、住民税についても同様の措置を講ずることとしたのであります。この部分の条文は、新旧対照表の五十一ページでございます。第三十七條の二という部分でございます。道府県民税の分でございます。市町村民税につきましても同様の規定を置いておりますが、ここにございますように、「道府県は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課さ

れる所得税又は道府県民税若しくは市町村民税の所得割に相当する税を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第十五条の九第一項の外国税額控除限度額をこえる額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該こえる金額を……控除する」と、こう書いてあるわけでございます。この場合、最初の「政令で定めるところにより」というのは、その年の限度額と余裕額との合計額、それから、その次の「政令で定めることにより」というのは、申告手続を書くつもりでございます。それから、「当該こえる金額（政令で定める金額に限る）」と書いてございますのは、余裕額の充当順序を明らかにすることになるわけでございます。それから、それから第二番目の、「建物の区分所有等に関する法律の施行に伴い、不動産取得税及び固定資産税の合理化を図る。」この部分につきましては、最近分譲アパート等の建造物がふえて参りましたのに対応いたしまして、課税の合理化をはかりましたために、建物を一戸として評価をする、そして原則としては、その建物の各区分所有者の持ち分に応じてそれぞれ納税義務を分割する、こういう形にいたしました。課税しないしは納税の合理化をはかろうとしたのでございます。

第三番目の、「土地改良法第八十七條の二の規定により国又は都道府県が造成した埋立地又は干拓地を農業者が取得した場合の不動産の取得に對しては、不動産所得税を課さない。」この部分につきましては、やや条文の整備に近いのでございますが、このような規定は旧農地法に關連いたしましてあつたのでございますが、農地法が改正になりましたときに、若干条文整備の不備がございました。そこで、これを今回不備を是正するとともに、都道府県につきましても同じような問題が起り得ますので、都道府県の行ないます場合を加えたのでございます。自動車税の第一期の納税を五月に繰り下げましたのは、最近の自動車の増加に伴ひまして、納税、徴税手続上から納税が四月一ぱいでは賦課、申告が完全に終わらなせんので、第一期の納税につきましては、一カ月ずらすことにしたのでございます。また、次の「信託会社の受託にかか

る償却資産で、他の者に譲渡することゝを条件として貸貸し、その者が事業の用に供しているもの」信託車両、信託航空機等がございまして、これらのものにつきましては、現在は信託会社に課税をいたしておつたのでございまして、むしろ一種の使用課税を認めることにいたしました。課税関係を明確にしたほうがいいと判断いたしました。現にそれを使つておる使用者を所有者とみなしまして固定資産税を課する、こういう形に明確化したのでございます。六番目は、道路運送車両法の改正に伴ひます、むしろ字句の整備に近いものでございます。それから七番目の問題は、企業の場合の清算所得の取り扱いでございますが、法人税の特例と相持ちまして、法人事業税につきましても、中小企業近代化促進法等によりまして企業が合併いたしました場合、その評価益からなる分についてこれを特別勘定と

して経理いたしました庄縮記帳をいたしましたものにつきましては、課税の繰り延べを行なう、こういう措置をとつたのでございます。以上が負担軽減、合理化に關する部分でございます。第二の、地方税制の徴収制度の改善、合理化の問題は、第一点は延滞金に計算するものの加算金の軽減合理化でございます。延滞金と延滞加算金を合併いたしました。そしてその額を若干軽減をいたしております。国税の扱いに準じたのでございます。すなわち、現行法は納期限が参りましたその翌日から督促後十日目までは日歩三銭の延滞金を取ることにいたしておりますが、これを日歩三銭の延滞金を二銭にしておるのでございます。督促後十一日目からは延滞金の額を四銭に上げることとしたのでございます。両者を統合し合理化して、かつ軽減をはかつたのであります。それから第二番目の、不申告加算金及び重加算金につきましては、現行法は不申告加算金につきましては、その期限に應じまして一〇%ないし二五%の段階を設けております。重加算金につきましても、五〇%といったような非常に高いものでございます。不申告加算金につきましては一〇%とし、重加算金につきましてはこれを原則として三〇%、特殊の場合は三五%、かつ不申告加算金との併課をとりやめたのでございます。それから第二番目は賦課権の期間制限でございますが、従来地方税につきましては、賦課権と徴収権とを分けて

おりませんでした。税制調査会の答申等もありまして、今回徴収権と賦課権を分ちまして、地方税につきましては原則として法定納期限から三年たつた、三年を経過した後に於いては賦課権は行使できない。しかし、減額処分とか脱税がありましたときには、その期限は五年と延期になる。なお、固定資産税でございますが、事務の実際の賦課手続上問題のあります部分につきましては、これは五年という例外を置いております。また、所得税、法人税等々と関連を持っております住民税、事業税につきましては、所得税、法人税が確定いたしましたから二年間を限つて賦課権を行使できる、こういったような特例を設けておる次第でございます。新旧対照表の三十ページ以下でございます。それから、なおこれに關連いたしまして、三十七ページ以下に消滅時効その他の規定につきましても統一規定を置くことにいたしております。

納税手続の改善合理化につきましては、第一点は、納期限の延長のほか、災害その他やむを得ない理由がある場合においては、申告、申請等の期限につきましても延長を認めることができるように法的措置を講じたのであります。現在この規定はございませんので、非常に不便を感じておりましたので、それを合理化したわけでございます。第二番目に、申告書等の提出等につきましては、到達主義を緩和いたしまして、郵便の日付印に示された日に提出があつたものとする。また百円未満の地方税につきましては、原則として切り捨てるほか、地方

税の税額等に関する端数計算について
合理化をはかっております。

また、督促手数料につきましては、
現行法は必ず徴収することにしており
ますけれども、これを条例の定めると
ころによりまして徴収することができ
ることとしたしております。

その他、徴税令書を納税通知書と改
称するなど、全般にわたって字句
の整備、その他の整備をはかってい
る次第でございます。

なお、施行期日につきましては、地
方税の負担軽減及び合理化に関する部
分につきましては、原則として公布の
日から、徴収制度の分につきましては、
事務の円滑な遂行という観点から、三
年の間の猶予期間を置きまして、十月
一日から施行することとしたしてあり
ます。

はなはだ簡単でございますが、以上
で補足説明を終わります。

○委員長(石谷憲男君) それでは、両
法案並びに三十八年度地方財政計画
につきまして御質疑のある方は、順次
御発言を願います。

○鈴木壽君 昨年八月の臨時国会のと
きに、私は大臣に対し住民税の高いと
いう問題についてお尋ねをしたことが
ございますが、その際大臣は、税金は
高いのだ、何とかこれを軽減するよう
な方向でこれから検討を続ける、こ
ういうお話があったと記憶しております
が、この住民税の軽減について、大
臣その後関係者に対して軽減方につ
いての具体的検討をするような指示を
与えたようなことも新聞に載っており
ましたが、どのような形になっておる
か、ひとつ。

○国務大臣(篠田弘作君) 住民税の軽
減の問題につきましては、非常に、こ
れが一部ではなくて全部から、高い高
いとそういうふうな非難を浴びてお
る、何とかしてこれを軽減する方法は
ないものかというところで事務当局に命
じまして、軽減の方法を考へるという
話をしたのでございます。事務当局の
意見としましては、もちろん軽減は必
要である。しなければならぬ。その
前に現在行なわれておる二つの課税方
式と申しますか、この問題を解決に近
づけるといふ問題のほうが先決じゃな
いかというふうな意見などがありまし
て、その方法については事務当局が検
討をしておるわけです。詳しいことは
事務当局に説明させます。

○政府委員(柴田護君) 昨年この委員
会でお答え申し上げましたように、住
民税の負担のアンバランスをどうして
是正するかという問題、その後、ただ
いま大臣からお話がありましたよう
に、事務当局では確かに命ぜられてお
ります。現に検討をいたしておりま
す。ただ超過課税をなぜやっておる
か、その姿がどういう形になっておる
か、それからまた、かりに伝えられる
ように本文方式に統一をいたしました
場合にどういう姿が出てくるかとい
つたような点につきまして、各市町村
について詳細な調査をしなければ結
論は見出しがたいということございま
す。私どもは現在その調査のやり方
について知恵をしぼっております。少
なくとも本年、昭和三十八年度早々
から調査にかかると、そういう予定で
その調査の結果に基づきまして、市町
村財政も考え、住民負担も相関的に考

えた具体的な解決の方向を見出して
いく、こういうような形でもって作業を
進めておる次第でございます。

○鈴木壽君 今の住民税が高いとい
う問題、したがって軽減をしなければ
ならぬという問題の中に、本質的には、
一つは住民税の課税のあり方そのもの
に、たとえば課税所得額のきめ方に
一つある。その他いろいろ、税率の高
いという問題等を含めての意味でござ
います。それが一つあると私は思うの
でございます。それからいま一つは、超
過課税の問題、標準税率をはるかに越
えた課税をしておるということ、こ
う大まかに私は二つ言えると思います。

それから、本文方式をとるか、た
だし書き方式をとるかによって、た
だし書き方式はどうしても負担の増にな
って参りますからという、こういう問題
が私にあると思うのですが、ですから、
私は根本的にはこの前に法律改正を
やって住民税と所得税との関係を一
断ち切った、遮断をしたというところ
にいま一つの問題が出てきておるん
じゃないかと思う。ともかくそのこと
はいずれあつたとしても、そこで、あ
との残った本文方式とたし書き方式
の問題、それからなお標準税率をは
るかに越えた課税をしておるという団
体がもう相当数に上つておる。こ
ういふところに手をつけるとすれば、やはり
お考えのように、そういうことがまず
先に取り上げられなければならぬじや
ないだろうか、私もそう思うのであり
ます。ただ、それを調査をして、各市
町村の実態を調査をし、あるいは財政
の状況を十分検討して、かりに減税を
するとすれば、その市町村財政に及
ぼす影響、これはまあいろいろありま

すから、こういうものをやった上でな
ければ、なかなかできないのだ。こ
ういふことですね。これはちょっとあまり
慎重過ぎるんじゃないかと思うので
す。確かに理屈はそうは言えると思
うのです。ただ、超過課税の問題で、標
準税率を定める際に、このような標準
税率をやっていくことで、その市町村
財政のそういう問題もやはり一応考
えていくのだからという。ですから、そ
れを今現実の問題としては超過をして
取っているんだという、これだけはあ
まり市町村財政がどうのこうのとい
うことを一々具体的に町村までやらなく
ても、私は手がつけられると思うので
す。その点はいかがですか。

○国務大臣(篠田弘作君) それはお
っしゃるように、全部調べなくても、超
過しておるところだけやれば私は調査
は済むと、こう考えております。

○鈴木壽君 と申し上げても、私は今
の超過課税をしておる分、それが標準
税率に戻った場合に、これは相当額の
現実の問題としては減収になると思
うのです。税収入の上では相当大きな額
が減つてくるという問題がある。これ
は影響がないとか何とかいうような
意味でなしに、そういう問題がありま
すから、これは何とかするということ
も大事な問題であります。まずその
踏み切り方としては、やはり減税をす
るということ——減税じゃなくて標準
税率に戻すということ、これはもう
進めていこうという。その手当を一体ど
うするかということ、一々町村の実
態調査、ことし一年かかって、三十八
年かかってやらなければ結論が出ない
という問題ではないと私は思う。その
点はどうですか。

○政府委員(柴田護君) お話のお気持
はよくわかるのでございますが、現
に、今までも機会あるごとに、なぜ不
必要に超過課税をやるんだ、超過課税
はできるだけ標準税率に近づけるとい
うことは指導して参りましたし、事
実また昨年と今年と比べますと、超過課
税の団体の数も若干ながら減つてきて
おる。また高いたし書き方式から、
より負担の軽減された本文方式に移
行している団体もふえてきております。
ただ、進捗が非常に遅い。それから
また超過団体も、その団体と申しま
しても、これは全市町村の半分以上に
わたってあります。したがって、財政
的な措置をいたしまして、地方交付
税の傾斜配分、また税源配分の際にお
きまして、その再配分された税源を
使って逐次課税を合理化していくとい
う方向でいろいろ指導して参りました
し、今後ともそのつもりでございます
けれども、なおかつそれ以上に財源措置
を要する部分があれば、これは政府の
財源措置をしなければならぬ。その
場合に、一体その超過課税によって
まかなわれておるところの財政需要が
何だということを究明しなければ、妥
当な財源措置ができないわけであり
ます。団体数も相当多うございま
す。しかも、それは慢性化しておる、こ
うなつて参りますと、そう簡単に指導
だけで割り切れるものじゃなからう、か
ように考へておるわけでありませう。も
ちろん、指導は強化いたします。し
ま、今回の電気ガス税、たばこ消費税の引
きかえでも、町村については若干増収
になります。その増収をも無視し
て、そういった住民税の高い超過課税
を標準税率に近づけるように指導して

参るつもりでございますが、その奥の基本問題はそんなことでは片づかないのじゃないかと考えておるわけであります。なお、金額にいたしますと、超過課税分だけで約百八十億ぐらいでございます。

○鈴木壽君 超過課税分、すなわち標準税率をオーバーして課税をしておる分の全部のトータルが大体百八十億程度だと、こういうお話でありましたが、いま一つ関連して聞きますが、ただし書き方式をとっておるものが、ただし書き方式を本文方式に移行させることによって減収になる額の見込みはどの程度と見込まれておりますか。

○政府委員(柴田護君) 約百億でございます。したがって、現在の状態で本文方式に移行しますと、財源的には百億プラス七十億幾らということになっております。

○鈴木壽君 超過課税をしておる分なり、あるいはただし書き方式をとっておるために、本文方式をとったもの、並びに標準税率によってとる場合よりもオーバーしておる分について、どういう使い方をしておるかというふうなことで、これは一応財政のほうでわかるのじゃないですか、今新たにそれを今度克明に調べようと、こういうふうにお考えになっておるのですか。

○政府委員(柴田護君) 財政的に今までのところでおわかっております分につきましては、先生御承知のとおり、補正係数その他の改正によりまして、財源を傾斜的に配分してきたわけでございます。それにしても、なおかつ半数くらいの団体が依然として超過課税をやっておる。しかも、ある年度だけやっ、あとの年度は標準税率という

のじゃございせん、もう慢性化して超過課税しておるという状態になって参りますと、そのほか何があるのだということになるざるを得ない。その何があるのだというその中身が明らかになりまして、その中身の中で財源措置として、ほかの団体との均衡を考へまして、公平を考へまして、取り入れるべきものが残っておれば当然取り入れるべきでありましょうし、そうでないものもあるかも知れません。それでないものがあるかも知れませんが、指導でもって行財政全般の運営問題として考へるということになろうかと考へるのであります。

○鈴木壽君 今までの指導の過程、すなわち超過課税をやめさせる、あるいはただし書き方式から本文方式へ移行させるという、こういう指導の過程において、これは現実には、先ほどから出ておるように、相当額の市町村にとっては税収入にいわば穴があくような格好になります。それについてどういう具体的に措置をとってこられたのか。たしか三十七年度あたりでそういうふうに移った場合に、減収した町村に対して特交等で何らかの措置をしたというふうなことを聞きますが、具体的にどの程度のことをやっておられましたか。

○説明員(松島五郎君) 住民税の問題は、かねてから解決をさるべき一つの課題として、私も努力をしてきたところでありまして、ただいま税務局長からお答えをいたしましたように、これがために市町村の一般的財源充実というところを中心にして、交付税の傾斜配分というふうなことを心がけてやっけておるわけでありまして、昭和

たしか三十六年度に九種地以下の市町村の態容補正係数を引き上げるといふ方向を打ち出して以来、三十七年度におきまして、また、ただいま御審議いただいております三十八年度においても、四カ年計画くらいで九種地以下の市町村の態容補正係数を十種地の水準まで引き上げようと、こういうことをやっけておるわけでございます。しかしながら、今お答えがございましたように、そういう引き上げをやっけて参りまして、それが住民税の減税というものと必ずしも直接的な結びつきをしてきていないのが現状ではなからうかというふうな、私どもとしては見ているわけでございます。その原因は何かというふうなことにしても、いろいろ調べておりますけれども、一つは、やはり一般財源が少ないうえに、ふえた財源というものは水準の引き上げに優先的に使われる。その結果、既定の財源をさらにそのために減らしていくということではできないという実情もあらうかと思ひます。また、一部の町村におきましては、せっかく課税をしておるのだから、これについて特段の町村内において異議がなければ、まあまあこれでまんとしておらうというふうな気持でやっけておられるところもあるのではなからうか。これは私どもの単なる推測でございます。そういう問題もあらうかと思ひます。そこで、一般的な交付税の傾斜配分というふうなことで減税ということが直接的に結びつきを持ち得るかどううか、持ち得るとすればどの程度持ち得るかというふうな問題を、やはりこの際は再検討しなければならぬのではなからうかと考へておるのでござ

います。そういう意味で、先ほど税務局長からお話しがございましたように、基本的な調査をあらゆる観点からする必要があるのであらうか、かように考へております。なお、具体的な問題といたしましては、昭和三十一年度でございましたが、住民税の減税がありまして、標準税率の引き下げでございまして、そのときに、その標準税率に沿って引き下げたところ、あるいは三十七年度におきましては、扶養親族控除をやったところについて、たしか八割だったと記憶いたしますが、特別交付税で見るといふようなことをやっけております。やっけてきておる結びつきをつけたやり方で減税ということがなかなかむずかしいのか、あるいは一般的な財源増強というふうなことで、今問題が解決し得るのか、これが先ほど申し上げましたように、なお検討を要する点であらうというふうなことを中心にして、三十八年度はそういうふうなことを考へておるわけでございします。

○鈴木壽君 交付税の傾斜配分等によつて、今一般の交付税の中に見込んでやる、しかし、これはなかなかお話しするように、いわゆる町村にとっては減税をするそれは結びつきづらいいと思います。なかなか、また、交付税の性質からいっても、どうもこうだからこうだといふふうな言い方もできないでしようし、やはり一般財源を充実をしてやるという、一つの方向としてはこれは考へられないんじゃないかと

思うので、ただ、あとで述べべになりました、たとえば扶養控除の問題、たとえば税額控除がきめてあるものよりも、当然これだけ控除しなければならぬというものよりも著しく低いし、それを今度は引上げをしたというふうなことに對しての手当を三十七年度に特交でなされた、こういうことだと思ひますが、そういう問題を今後ともおやりになるというふうな考へておられるのか、その点はどうです。

○説明員(松島五郎君) 三十七年度で特別交付税でやりましたのは、減税をした額、減税すれば、その部分に相当するものの、たしか八割であつたと記憶いたしますが、それを特別交付税で埋めよう、こういうことを一応やっただけでございします。ただ、今御指摘の、今後ともそういうことをやるかどうかという問題でございします。問題は、先ほど申し上げましたように、一般的な財源増強という形において、市町村自体の判断において、もちろんそれは指導という問題も必要でありましようが、減税の方向をたどることが、一番望ましいと考へます。しかしながら、そういう方向をここ二、三年やっけて参りましたけれども、なかなか効果が現れないというものが、先ほど申し上げましたように、実情でございします。そこで、今後ともそういう申しました特別交付税でやつたような方法をやるかやらないかという問題につきましても、合わせて調査をする必要があるんじゃないか。すなわち、一般的な財源増強の方向というものによつて問題が解決するのか、あるいはもっとストレートな方式でなければ解決しないのか。そのストレートな方式をと

る場合に、減税補給金というような別個のものを作るのか、あるいは特別交付税というようなもの配分において考慮していけば足りるのか。そういう問題も合考せなければならぬ。なかなか問題が解決していかないのである。うかというふうな考えでいるわけでございます。

○鈴木壽君 大臣、いつごろこの問題の結論を——結論と言っちゃ悪いかもしれませんが、三十八年一ぱいにかかって調査をする、三十九年、これを整理する、四十年、さて一体どうすべきか、こんなまだるっこいことじゃ、私だめだと思ふんですが、いずれの方法をとるにしても、これはいつごろをめどにして調査をし、あるいはそれに基づいた結論を出そうと、こういうふうにお考えになっていらっしゃるんですか。

○国務大臣(篠田弘作君) まだるっこいことは、もう百も二百もわれわれのほうでも考えておるんです。しかし、今いろいろ事務当局からも説明しましたように、その範囲が非常に広範であるということ、なかなか方法もむずかしいということ、急がしてはおりませんが、やはり調査の終わるのがことしの夏くらいまではかかるんじゃないか、こう考えておるわけでありまして。調査が終わりましたら、できるだけ早い機会に、いずれにしましても減税の方向に向かって結論を出していきたい、こう考えております。

○鈴木壽君 今松島さんからお話がありましたが、一方には、一般財源の充実という面を考えていくというところが一つ、それから、別途そのものばかりで減税分を何とか何らかの

方法によって見ていくと、こういう考え方があると思うんですが、それはやはり私は今の段階では両方考えていくしかないんじゃないかと思うんです。なかなか減税分をそのまま他から持ってきて穴を埋めてやるということになります。これまたもっているいろいろな問題が出てくるのでありまして、特にそれが、今の交付税とか、いろんな国から地方団体へ回る金以外に、新たな形でこれをここに求めるというふうなことになると思います。これは私、いろんな問題が出てくると思う。しかし、困難であつても、場合によっては問題があつてもやらなきゃならぬと思ひますけれども、ともかく相当な抵抗を覚悟しなきゃならぬし、しかし、今お話しした、特交等で減取分を、まあ一〇〇%でなくとも八〇%でも見ていくというふうなことに、やはり前回は私見られ

うなことも、単なる扶養控除の問題とか、そういう税額控除の問題でなしに、税率を標準税率に近づけていくために出たそういう減取に對しても、ある程度見てやる、こういうことをやっていってほしいと思ふのですが、その点どうですか。

○国務大臣(篠田弘作君) この問題は、鈴木さんおっしゃるとおり、両方から考えていかなきゃならぬ。地方に對して固有の何らかの財源を見つけてやるというところが一つ、それからできるだけ標準税率に近づけるための何らかの努力をするということが一つと、両面から行なわれなきゃならぬと思ひます。しかし、やはり解決する以上は、当座のこうやく張りの解決というだけでは済まないものであつて、やはり本来のあるべき姿と申しますか、根本的な問題と取組んで解決していくというのが私は望ましい。どうも高いから、どこから金を見つけてきて、少しづつやっていく、そのうちに解決するだろうという、そういうやり方もあるんですけども、私はこの際もう少し根本的にメスを入れて、固有の財源というものを見つけるということを、どういふところから見つけてくるか、見つからないとすればどういふようにするかという、やはり本質的な対策が必要であらう、こう考えております。

○鈴木壽君 そうなつたら、私はさっきもちょっと言いましたが、まだるっこいこういうものの調査なんてものは、必要ないですよ。何もあなた方、推定百八十億なり、あるいは別途本文方式に移行することによって百億程度埋めるのですから、今一々町村の実

態——その金をどう使っているかなんて、そんなこと調べなくても、やる気になつて根本的にやるとすれば、法律で示されたようなことをやるために、一体この二百八十億なら二百八十億、あるいは今回法律で定めるといふなら、額は不足ないでございまして、うから、それをどうするかということ、これは何も調査する必要はないです。ただ、その影響が、個々の団体に對してどうするか、これはまあいろいろ問題はあります。しかし、根本的にこれをやらなきゃならぬという建前に立つならば、私はそんなことを今これから調査をして、どこを町村ではオーパー分を何に使っているとか、そんなことまで私調査する必要は毛頭ないと思ふのですが、大臣、これはやはりあなた勇断をふるってやらなきゃだめですよ、これは。

○国務大臣(篠田弘作君) それはあなた方はそういうふうにお考えになるかもしれませんが、まあわれわれのほうから言いますと、電気ガス税の五十二億を減らすのでも、あれだけの騒動といひますか、長い間の論議をやり、これに閣内においてすら相当の激論を戦わして、ようやく五十二億補てんした。これが百八十億ということになるますと、なかなか簡単に参らないのであります。そういうわけでありまして、どうも正しい姿に戻すことに何のちゅうちょをするところがあるか、何で時間をかけるか、何で調査をするのかと言われましても、やはり手続といたしまして、今申し上げたような内情でございまして、やはりそう簡単に理屈どおりにはなかなか行かぬといふところがあります。これを一応やは

り認めていただかなければならぬと、こう考える次第であります。

○鈴木壽君 大臣、あなたのおっしゃること、わかりましたがね。たとえば五十二億の電気ガス税を軽減するといふ場合に、たばこ消費税の、いわばかわり財源として四割の引き上げによって穴埋めをする、これはなかなかたいへんだつたと思う。そういうことに對してあなたががんばっていただいたことはありがたいと思ふ。ただ、私言のは、そういう困難があるということ

を否定するのではなくて、個々の町村まで調べなければという答えが出てこないというところに私問題があると思う。だから、もう方向は出ているのだから、あとは内部的に大臣、あなた政府部内でこれをどういふ形で埋めるという、そういうことについての段階だと思ふのですね。私はだから、何かこれから個々の団体について八月までかかって調べなければならぬとかいふ、そういうまだるっこい段階でないということを申し上げたい。もうやらなければならぬし、とするならば、いろんな困難があることをあと政府としてどうこれをやっていくかというのであります。大体額もわかつているのです。私はそれを、あなたが非常なむずかしい問題だと言ふことを否定するのではなくて、これからの調査をしなければというところが出てこないという考え方が、私はおかしいじゃないかと、こういうことなんです。大臣、どうです。

○政府委員(柴田護君) 私どもが調査をいたしたいというふうな考えでおりますのは、先ほど大臣からも申し上げましたように、問題は、何といひます

か、根本的に考え直す、つまり、根本的な解決の方向を見出すということが基本になっているわけでございます。ただ、財源を補てんするというだけではございせんので、住民税のあるべき姿をどうするかという問題にかかるわけでございます。そこで、なぜ調査をするかと申しますと、よく言われる形は、住民税というものは本文方式にしてしまえばいいじゃないかということとを言われるのでありますが、本文方式にしますと、これは納税義務者が幾分減ってしまう団体が出てくる。それがどの程度出てくるかということが問題である。非常に、そういう納税義務者の数が三分の一になったり五分の一になったりする団体がごく少数でございしますれば、それは特殊現象として扱える。それが相当な数になったり、かつまた、その団体が相当な町村にまで及んでくるということになりますと、住民税のあり方について考え直さなければならぬことになる。その辺のところを考えまぜずに、単に住民税を本文方式に統一して、減収補てんの財源さえ確保すればよろしいということには参らぬのではないかと思ひます。したがって、その辺については詳細な調査をしたい、こう考えておるのであります。

○鈴木壽君 柴田さん、あなたそういうことを言うなら、そもそも地方税法を改正して本文方式と新しいただし書き方式にしたそのときの問題ですよ。そのときに、もう本文方式で行けばいいということやって、特別の場合のただし書き方式を認めるとこういうことなんでしょう、もう問題は、私は、もしあなた方がこれから検討するということになりますと、誤って前に結論を出してしまつたということに私はなると思ふのです。あのときにね。昭和三十七年度からこういうようにやるといふことになったそのときの問題ですよ、これは、そうでしょう。いろいろ第一方式から第二、第三ということがあつていけないのだ。これを今度はこういうふうにして本文方式とただし書き方式——従来の第二によつたようにな——それでやるのだと、こういうことであつた方踏み切つておろすのです。踏み切る段階で、あなたが今言うようなことはちゃんと検討されておらなければならぬはずなんです。本文方式によればどうなるのか。これは納税者が多くなるとか少なくなるとか、これはとくにその当時からわかつておることなんですものね。だから、もし検討するといふのであれば、今の本文方式、それからただし書き方式、これをも一応白紙に返すという前提であるなら、私は話がわかると思ふ。新たな地方税、住民税のあり方というものをここに持つてくるんだと、こういうことなら話はわかると思ふんです。わずかおとしです。よ、この改正をやつたのは、三十七年度から適用しているんですからね。その段階において本文方式でやるとあなた方が言つて、そのときには当然今言つたように、これによつて納税者がどういふようになるのか、負担者がどういふようになるのか、これはわかつておるはずですよ。それを今度また調べてみて、納税者が不足だとか、多くなるとか、何分の一とか、そんな問題を今調査しなければならぬというのは、私はおかしいと思ふんです。

○国務大臣(篠田弘作君) それは鈴木さんのおっしゃる通りだろと思ひます。それは二年前にそれを調査して、本文方式で行きたいのであるけれども、本文方式で行く場合には納税者の数が減つて、そして特殊な人だけに住民税という負担が肩にかかつて、そして一般の住民が支払うべき住民税という建前が不公平になつてくるというところで、やはりただし書き方式といふものを採用したんであるから、そのときの情勢で、そのときの調査は済んでいる。それはもう事実だろと思ひます。ところが、その後やはり二年というものがたちまして、いろいろ経済のテンポも変わり、また地方のいろいろな行政事情も変わつてきているわけでありまして、それについて新しい調査をする、こういうことでございします。

○鈴木壽君 これはまあ全国三千五百の市町村について調査をするんですから、そう簡単にはまゝとるといふようなこともなかなかむづかしいと思ひますけれども、各都道府県地方課を通じてやつても、市町村を直接調査をしても、大体のめどは、これはそんなに長くかかりませんわな、めどをつけたらめには、私はそう思ふんです。これは今始まつた問題ではないんですからね。ですから、私、その調査といふものを、まああなた方、その後の情勢の変化もあり、経済状況の変化もあり、したがつて、そういう実態をよくつかみたいといふことでありますれば、それでいいと思ひます。しかし、この問題の解決のためにそれを今調査をしなければならぬという、私はそういうことじゃないと思ふんです。どうも私

と申すには、あなた方の考え方というものは、これはいろいろむづかしい問題があることは私わかつています。わかつていますけれども、何かもつたいをつけるためにいろいろな調査をしなければならぬといふような格好になつてきているんじゃないかと思ふんですが、私、私はさつき大臣に一番先にお聞きしたかったのは、あなたが昨年の八月私の質問に対して、これは何とかする、こゝまでおっしゃつています。それね、そうして直ちに、私の質問する時間の前だったか、あるいはその後だったかわかりませんが、その日のうちに事務当局に指示をしたという新聞報道もある、去年の八月十七日の新聞にそのうあります、あなたの写真入りの新聞記事に、私は実はよかつたなと思つておつた。その後これから今度調査をするんじゃない、私はおかしいと思ふんです。

○政府委員(柴田護君) お話しのとおり、あの新聞が出ました前後からいろいろ具体的に検討をいたして参りましたし、また、税制調査会等におきましても、具体的にこの問題をつかまえて議論はしてらつております。しかし、やはり問題は、全体としてどういふ姿になるかという問題に突き当たつたを得ないのであります。したがつて、税制調査会等におきましても、問題の重要性にかんがみて解決をすらしただけであります。さうな次第でもありませんので、私どももいたしましては、対税制調査会等との関係におきまして、どうしても本年中に解決の方角を見出さなければならぬ、こういうふうになつておるわけでありまして、私ども、先生は調査は要らぬじゃないかとおっしゃいますけれども、やはり要るのであります。住民税を愛するがゆゑに調査をするわけでありまして。

○鈴木壽君 私そんな調査は要らぬじゃないかと申し上げましたが、私の言ふのは、もしこの問題を解決すると言ふならば、いまさらそんな調査を必要とするまでもなく、私はただその減収分になった金をどうすればいいのか、町村にどう金を与えればいいのか、そういうことのそれしかないと思つていふから、それ以外に何も無いのです。ただ税が、どういふふうな各町村ごとに住民税というものが賦課されておるのかという、そのこまかいことを調査するといふのは、私は調査としてはあなた方当然やるべきことでは、これは問題のための調査といふことはこれからやりますといふことではおかしいのじゃないか、こういうことでした。まあいいです、その点は、これは大臣、あなたはつきりおっしゃつていますが、いままでのもんべんだらりとやるのじゃないかといふことをはつきりおっしゃつていますから、早急にやつていただかなければならぬと思ひます。今町村へ行つてごらんない。いろいろな問題がたぐさんありますが、住民の一番大きな問題は、税が高いといふこと、いま一つは国民保険税が高いといふことなんです。国民保険税のことはあとでまたいろいろお聞きする機会があると思ひますが、とにかくさういふことなんです。ただし、この場合につけ足りのようなことを言つて悪いのでありますけれども、ただ、住民の方々が住民税が高いと言ふことは、これも住民税そのものを理解しておらないところから来る一つの

それがある。たとえば県民税と一緒に
なっているものだから、自分たちの町
村の住民税そのものだと思つて高い高
いと言つておる。分けて話をすれば
ばその点はわかってくるようでありま
すから、そういう問題も、いわば要
らぬようなことを私は申しましたけれ
ども、とにかく住民税が高いというこ
と、しかも、方式からいっても、本文
方式とただし書き方式の問題、それか
ら標準税率をはるかに越えた税率で課
税されておる。こういうことから、し
かも、隣の町と比べた場合どうする
か、こういうような問題がいろいろか
らんできているわけです。これだけは
大臣、ほんとうに三十九年度までに、
今は三十八年と言つてもできないで
しょうから、三十九年度からびしと
やつていただけるように私は特に要望
したいと思つていますが、いかがでござ
いますか。

○国務大臣(橋田弘作君) 先ほど来私
も申し上げ、事務当局も申しておるよ
うに、努力はしておるのですが、元来
われわれのような気の早い者から見ま
すと、やはり役所仕事というものは非
常におそいという感じは受けるわけ
です。しかし、役所は役所なりのやはり
立場で、まあ中から見ていると一生懸
命やつていられることは、われわれ
も認識せざるを得ない。そこで、私は
鈴木さんと同じ議員の立場にあるし、
また地方民を代表する立場にもありま
す。と同時に、また自治大臣として役
所のいろんな仕事に対する理解も持た
なければならぬという立場におりま
して、ちょうどいい立場におると思
いますから、ひとつ鞭撻をいたしまし
て、なるべく御期待に沿うように努力

いたさせる、こういう考えであります。
○鈴木君 大臣、ほかの委員会に出
席要求があるようでございますから、
今のお答えで私、大臣の答弁に期待を
しましてやめますが、私は自分の県の
各市町村、七十二市町村全部調べてみ
ました。自分の県の市町村のことをこ
こで言うのは恥かしい話だが、まずま
でなっていない。幾つかいいところ
もあります。まるで、特に税率の問題
等になりますと、これはもう問題にな
らない。一体こういうことでどうい
う指導をなさっているのか。これは町村
の条例で定めればよいという一つのそ
れはありますけれども、柴田さん、こ
れはよほどしっかりしてもらわなけれ
ば容易でないと思つていますが、ほかの府
県はあなた方大府ついでにおられると
思つていますが、どうですか。

○政府委員(柴田護君) お話しのよう
に、秋田県はあまりいいほうじゃ実は
ないのでございます。しかし、私が
ひいた北海道は、それに輪をかけて
ひどいのであります。なぜひどいかと
いうことをやはり調べなければいかぬ
と思つてます。先ほど財源の問題だと
おっしゃいましたけれども、国民保険
税の改正でも、実は去年調査をい
たしまして、その調査が基礎に
なつて一つの今回の改正が促進された
というふうな経緯もございまして、財
源措置をいたします場合でも、それが
当然財源措置をしなければならぬ経
費なのか、あるいは全く交付税の算定
外に置くべき経費なのかということ
は、やはり具体的に財源措置をいたし
ます場合に争いになるわけでございます
。そこをしっかりと調べる必

要がある。秋田県の場合を考えてみま
しても、どうもそこら辺にいろいろな
しわが寄つてきているということが、
そういう話に現われてきているのじゃ
ないかという、実は判断をいたすわけ
であります。そういう問題も、実は全
面的に調べて解決したいというの
が、先ほど申し上げました趣旨でござ
います。なお、私も現実に面を
しましては、個々につきましてそれぞ
れ指導をいたしておりますし、鈴木先
生の県につきましても、実は地方課長
を呼んでいろいろお話ししたこともご
ざいます。おそろくお調べになった時
代と比べますれば、その後若干合理化
が進められているのじゃないかと私は
考えます。

なお、今回たばこ消費税と電気ガス
税との交換によつて、町村側は若干浮
くであろう、プラスになるであろう税
目等につきましても、それをこれにし
てかなり合理化を進めるように指導は
して参るつもりであります。しかし、
問題はそんな指導じゃ片づきません。
やはり根本的に考え直していかなけれ
ばならぬ時代に來ている、このように
考えるのであります。

○小柳勇君 きょう提案された問題に
ついてはあらためて質問いたします
が、今の地方税だけでございませ
ん、税の申告がなされておりました、
この申告の方法が非常に複雑で、用紙
も複雑多岐にわたつております。一般
市民がわからんと言つてわけです。書
き方がわからん。それで、これをもう
わかりやすく、しかも、用紙もざらざ
らの紙を使つていけるような地方もあ
りますが、わかりやすく書きやすく改正

するような意図は自治省ではないの
か、お聞きしておきたい。
○政府委員(柴田護君) 私は実は税務
局にかかりました直後、そういう問題
を取り上げてみたい、非常なじみな仕
事でございましてけれども、これは非常
に大事なことだといふつもりでやつて
参つたのでございまして、その手始め
に、実は今やつております共同申告、
共同納税というのを国税庁と話をし
まして取り上げ、納税義務者の便宜と
いうものをはかるようにしたつもりで
ございまして、これは全国的にまだ成功
をおさめている段階にまでつてござ
います。徴税令書、納税通知書というも
のが変わるわけでございますが、これ
の申告手続等につきましても、合理化
する気持は十分持っております。ただ、
これは地方税だけでやりましたとい
かないので、国税とも話し合ひを進め
ていかなければならぬ。現在、国税庁と
いろいろと内々の相談をいたしてござ
います。将来の問題として、なおわか
りやすく、書きやすく、簡便合理化とい
いますか、そういう方向で改善合理化
に進めて参りたい、かように考えてお
ります。今年度は実はもう間に合いま
せんので、話を始めたのがおそかつた
こともございましてけれども、将来の問
題として、御趣旨に沿つて検討してい
きたいと思つております。

○小柳勇君 各所得の発生する場所か
らの証明、それから各所からの証明が
ふぞろいの場合もあるし、家庭の主婦
でも申告できるようなことにしておき
ませんと、とてもそれはたいへんなわ
けです。一般の家庭などでは、あれが
頭が痛いというわけです。したがっ

て、近い将来ということでありませ
んが、どうですか、来年ごろからそれ
をおやりになる決心がございませうか。
○政府委員(柴田護君) 国税と話し合
ひを進めておりました、来年度からや
りたいという方向で、実は話を進めて
いるわけでありまして、私も実は申
告書を書いて、やはり私自身がそう
いふ感じを持つておりますが、お話し
の御趣旨はわかりますので、そういうこ
とにいたしたいと思つてます。

○小柳勇君 もう一つ。これは部分的
な問題ですが、議員の歳費などで、地
方税など比較してみますと、非常に差
があります。収入についてはあまり変
わらんのに、個人々々の議員に市町村
などで非常に地方税の取り方がうんと
差があるというのについては、各地方
だからしょうがないと言へばそれまで
ですけれども、これはやっぱり本人に
応じて税を取られるというものが、ま
あこれは方向ですから、そういう問題に
ついては御研究になったことありませ
うか。

○政府委員(柴田護君) その問題は、
各地方団体の税率の問題だと私は考
えます。税率の問題は、先ほど来鈴木先
生におしかりを受けておりますよう
に、全国非常にアンバランスだ、しか
も、非常にただし書き方式をとつて超
過課税をやつておる、これを是正せ
よ、こういうことでございまして、私
どもも、先ほど来お答え申し上げてお
りますように、是正の方向に向かつて
いろいろ検討し、努めておるわけでご
ざいます。それが片づきますれば、お
のずから御質問の問題も片づくだろ
う、さように考えます。

○小柳勇君 少し意味が違うと思うんですがね。各市で事業をやって、各市で、その地域で所得の発生しているところについては、まあ理屈はありますけれども、所得の発生が同じ東京都である、住居が違うのですね。そうしますと、その地方税が取り方もまちまちであるし、それは分割毎月払いというところもあるし、税額についても違う。そういうことは、これは自治省として指導すれば簡単にある程度の是正ができるんじゃないかと思うんですが、御研究になったこととございますか。

○政府委員(柴田護君) ちょっと問題を取り違えておりましたが、お話しの問題はどうも住所の問題のようでございます。住所につきましては、もう長い間行政実例が出ておまして、一定の指導方針のもとにやらしておるわけでございます。なお、そういう問題がございまして、なお一そう事実を調べまして善処したいと思っております。

○小柳勇君 具体的に少しお話ししていきましよう。たとえば国会議員で歳費を取っておりまして、まあ金額についてはあまり変わらぬはずですが、市町村によりまして、取り方も、毎月市町村が分割してこちらから取って納めておるところがあります。それから、まあ私どもは年に三回か四回、四万円ずつぐらい納めておりますが、その金額も非常に違うのですよ。長野県とか、福岡県とか、あるいは京都府とか、違いますから、一ぺんざっといいから検討してもらって、でき得れば所得に応じてなるべくでございまいかに、取り方についても簡便なように、ついてもらいたい。それはまあ何百名か

おりますから、そういう問題があるいは出たことがないかもしれませんが、控室などでは相当話がはずみますから、一応御検討していただきまして、なるべくひとつ簡便に、喜んで税金が納められるように検討してもらいたいと思っております。

○政府委員(柴田護君) 私どもは、先の方のように国会議員の方々の場合は、職務の性質上、一定期間居住地を離れて別に居住をすることになります。そういう方々については、その家族の居住地に住所があるのだ、そういうことで課税をしていくことを一貫してやっております。したがって、おそらくは先生の場合でございまして、御家族のおられるところに住民税を納めると、こういう形になると思っております。それが各先生方いろいろ違うというの、まさに税率の問題だと思っております。住所の問題につきましては、実はあまり争いが実問題としてございせん。問題は、非常に税額が違ふんじゃないかということで御批判があることは、私も承知しておりますけれども、それは主として個々の市町村ごとの税率の問題、これにつきましては、先ほど来お答え申し上げておりますように、非常にむずかしい問題でございまして、慎重に扱いたい、しかし結論は急ぐ、こういうことでございします。

○委員長(石谷憲男君) 午前の審査はこの程度にいたしまして、午後二時までは休憩いたします。

午後二時三十分開会

○委員長(石谷憲男君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、昭和三十八年度地方財政計画につきまして質疑を続行いたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木善喜君 住民税は、今度三十八年度から税率が若干引き下げられてくることになっておるわけなんです。昨年の改正によってそういうふうになっておるのでありますが、これに対してどうです、見通しとしてあなたの方、三十八年度からそういうふうになり市町村でやるのだ、やれるのだという見通しを今お持ちになりますか、どうです。

○政府委員(柴田護君) お話のようには、昭和三十八年度から準拠税率は引き下げられておるわけですが、御承知のように、準拠税率超過課税が半分行なれておるわけですが、準拠税率にすぐ進むものとは考えられません。しかしまあ準拠税率そのものが下がるのでございまして、超過課税の準拠税率に対する割合はかわらぬといまして、税率の点はそれぞれ市町村におきまして引き下げの方向へ改正していくだろうと、かように期待いたしております。また、そのように指導いたしたいと考えております。

○鈴木善喜君 もう来年度と言ってもわずかで、地方団体ではそれぞれ最終の議会を持ったのではないかと思うのです。かりに今開いておるところがあるといまして、間もなく議会が終わるといふ形になるのではないかと。特に選挙を控えての今回のことではありますから、そういう動きの中で各市町村で地方税法の今の標準税率の引き下げに対応するような条例の改訂を行なう。こういうような動きはあると思うのですが、それをどのように把握せられておりますか。

○説明員(佐々木喜久治君) 昨年の地方税法の改正によりまして準拠税率が引き下げられたわけでありまして、その税率を条例化する時期を見てみますと、おおむね準拠税率を従来採用しておりました市町村におきまして、大体的に、同時に措置したのが多いようでありまして、それから超過課税をやっております団体は、大体昨年の暮れごろの議会から、ことしの二月、三月の議会において改正するところが多いです、こういうふうに思われます。それで、この点につきましての改正後の税条例がどういうふうになっているかというところは、私どものほうも、四月一日現在で調査をすべく、すでに県を通じてまして市町村のほうに報告方をお願いしておるところでございます。

○鈴木善喜君 あれですか、このことにつきましてあらためて市町村に、この三十八年度からとられる準拠税率の引き下げのことに、指導を最近やっておられますか。

○政府委員(柴田護君) 一般的には予算の編成前に予算編成に關する連絡をいたしますが、その中に税負担の軽減合理化を財政事情等も十分検討の上、軽減合理化の方向で考えるように、こういう一般指示をいたしまして、たはか、特に高い市町村につきましては個別的にそれぞれ引き下げの方向で指導をいたしております。

○鈴木善喜君 特に高い税率で課税をしておる市町村に特別な指示をした、こういうお話ですが、その結果について何かあなたの方あれですか、あなたの方の指示にこたえて市町村で税率の問題を是正する、こういうふうなことになるっておる団体があるのかどうかです。

○説明員(佐々木喜久治君) 昨年の課税状況にかんがみまして、昨年の秋ごろに非常に高いところ、あるいは税額控除の額が極端に低い団体につきまして、県を通じてそれらの事情等を聴取しながら指導もいたしたわけでございします。これにつきましては、一部の市町村では昨年と申しますか、昭和三十七年度の税条例を年度途中において減税の方向で改正したところもございします。また、三十八年度から軽減の方向で検討するということにして報告を寄せておるところもございします。そういう意味におきましては、極端なものは三十八年度から少なくとも相当程度の軽減措置が行なわれるものと期待をしておるわけであります。

○鈴木善喜君 これは、せっかく三十八年度から若干でも住民税が軽減されるような方向で税率が定められておるのですが、ぜひひとつ、こういうふうに変更された準拠税率に準じた扱いを各市町村ともやれるように、これは強く私は指導してほしいと思っております。もちろんこの問題は午前中にお尋ねしたような、単にこのことだけで一律にこういう標準税率に合わせるというふうなことの困難な事情のあることも私わかっておりますけれども、しかし一応やはり各市町村でもいろいろな財源的な問題等あるにしても、やはり一

つの法律として定められてある、こういうことに對してもっと忠実にやってくといふ考へ方がなきやならぬと思ひます。それは単に法律を守るとか何とかいふことだけでなしに、しかもそれは直ちに今の段階では住民のいわゆる負担軽減といふ、そういうところに結ばれてきておる問題ですから、ぜひこの準拠税率にそれこそ準じた、そういう各市町村の条例を作らせるように、強い指導というものがなきやならぬと思ひますが、その点もう一度あらためてひとつ伺ひをしておきます。

○政府委員(柴田護君) 昨年この委員会で、たしか鈴木先生であつたと思ひますが、指導に關していろいろお話がございした。その直後、私も最初その席ではそういう方針で指導をいたしました、ただし自治団体のことでありますので干渉してはならない、その限界がむずかしいけれども、しかし立法の趣旨は徹底させて、逐次引き下げの方向で従来と違つた努力をいたしますと申し上げたはずでございます。そのときのお話を基礎にしたわけではございせんが、その直後に個々の市町村につきまして事情を調べまして、今市町村税課長からお答え申し上げましたような措置をとつたわけでございます。その結果、若干の市町村では、いろいろ深い反省を持つた市町村もあるようでございます。なお三十八年度からは準拠税率そのものにつきまして軽減措置をとられておりますし、その趣旨はいつそう徹底させて参るつもりでございます。

○鈴木壽君 こまいことになりましたが、市町村のやつてゐる税率を見ますと、非常に小刻みに、たとえば一万

円、二万円、三万円、こういうふうな小刻みにやつて、それに対して相当重率で課税をするような仕組みになつておるのです。ところがこの法にある準拠税率の定め方というのは、そういう小刻みのものでなしに、たとえば十万円までとか、従来のもので申し上げますと、十万円をこえる二十万円までの分については、こゝろいうふうなきめ方になつておるんであります。これは一つはいろいろな考へ方があるにしても、あまりこまい刻み方というものは、これはおもしろくない傾向が出てくると思ひます。そういう意味をやはり市町村にも十分考へてもらわないと、またざらたといえば今年度の三十八年度から採用されるべきこういう標準税率のものができまして、それに準じたと言つてもやはり依然としてこまい刻みで、こまい段階でずつとやつて、おしまひには税率が非常に高くなつてしまふ。こういうことに結果としてなるんではないかという心配を持つのですが、そういう点についてどういふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(柴田護君) これはいろいろございまして、税法の条例上は、一定限度に達すると極端に税率が上がる格好になつてゐる。それに該当するものは一人もいないというふうなものもございしますし、それから逆に、また最初の間は非常に低い税率で、途中でぱつと上がる、そして上がった段階から割になめらかなカーブで進んでいく、それから急に上がるというふうなこともございします。そういうところは、なめらかなカーブの段階に相当する納税義務者が

相当に多い、したがひまして一概にその税率を地方税法で定めてゐる準拠税率の刻みが、すっかりそのままでいいんだといふことを一概に言ひ切るのにもちよつと問題がないことはないのではありません。まあ住民の性格をどう解するかと、したがひて直ちに準拠税率にびしやつと合わせてしまへというわけにはいかないかもしれませんが、少なくとも準拠税率という税率をきめていくわけでありまして、それに近づけるように機会あるごとに、そういう方向で指導して参らう、こういう方針で一貫してやつております。今後もういふ方針で進むつもりでございます。ただ私が申し上げたいのは、準拠税率の刻みで全部やつてしまへと言ひ切るには、若干問題がある。こういうことでございします。

○鈴木壽君 私も、準拠税率で定めてある段階の刻み方、これをそのまま各市町村全部にびしやつと当てはめろ、こういうふうなことを言つてゐるのではないのです。これはやはりいろいろ市町村の事情にもよるでありまして、しかし考へ方はやはり、そういうことでないといへないのではないかと私は思ふのです。これもさつき申し上げましたように一万円、二万円、三万円、こういうふうな刻み方は、少なくともこういうものを考へる場合には予想しなかつたことだと思ふ。今度は十五万円まで二%、それをこして四十万円まで三%、こういうのをそのまま各市町村に全部当てはめるようにするといふことは、これは望んでもなかなか容易でないと思ひますけれども、その点はわかりますけれども、しかし

今言つたように、最初からこういう考へ方を無視した小さい刻み、五千円刻みになると思ひますが、これではうまくないと思ひますが、その点をどういふふうにお考へになつておられるか、お聞きしたかつたわけですが、もう一度その点について伺ひたい。

○政府委員(柴田護君) ただいま申し上げましたとおりでございます。全体として一律に準拠税率の線に持つていくについては若干問題があるかもしれせんけれども、そういう方向に近づけるように、あまりむちゃくちゃな税率は適宜正して参る、こういうことを考へております。

○鈴木壽君 局長さん、税率だけでなしに、刻み方の問題もひとつ税率とともに考へなければならぬと思ふのです。が、さつき申し上げましたように一万円、二万円あるいは五千円刻み、こういう刻み方をそのままにして置くのか、私はこの準拠税率で定めてある、たとえば十五万円まで二%、十五万円をこえて四十万円まで三%、こういう刻み方は、少なくとも十五万円までの層というものは、この税率でいくというのが建前だ、こういうことじゃないといへないと思ふ。それと寸分違つてもいけないといふことを言うのではないが、しかし考へ方としては、そうでない、建前がおかしくなつてくるのではないかと申すのです。それを一万円からこゝろ刻んでいって、十五万円まで十五段階でやつて、しかも率ははるかにオーバにしているというふうな刻み方はよくないじゃないか、こういうことなのです。

○政府委員(柴田護君) 私のお答への仕方が少し不十分でございました。私が税率と申し上げましたのは刻みも含んでゐるわけでありまして、

○鈴木壽君 三十八年度から適用されるべき準拠税率についてもいろいろ、これによらない高い税率で税金を徴収するといふようなことが起こつてくるのじゃないかと私は心配するのでございしますが、こゝろいうような問題も、午前中の、あなたがた、これから調査を、さらに態度をきめたいといふ、こゝろのこと一括して考へて、来年になるのか再来年になるのか、わからなければ、それまでほつたらかしておきますか。

○政府委員(柴田護君) 若干私見にわたりまして恐縮でございますが、私も事務的には調査をすることが二つある。一つはどうせ非常に財源の貧弱な団体が多うございしますので、財源措置と申しましても、独立財源と申しましても、独立財源だけでまかなえない場合が多いだらう。そうしますと、結局交付税の配分という問題を考慮していかざるを得ないのじゃないか。その場合に基準財政需要額の中に繰り込めるものがどれだけあるかといふことを、やはりあわせて考へる必要がある。もう一つは、住民税は、御承知のように五つの方式から、一昨年の改正で二つの方式に簡素合理化したわけでございます。今度はこの二つの、本文方式とただし書き方式というものを、どのようにな形で一本化するかという段階にならざるを得ない。その場合に、本文方式に統一するのがいいのか、あるいは第三形態を考へるのがいいのかといふたような問題があるわけでございます。この問題を考へます場合に、どのような市町村の現状といふものの上に

が税率と申し上げましたのは刻みも含んでゐるわけでありまして、

○鈴木壽君 三十八年度から適用されるべき準拠税率についてもいろいろ、これによらない高い税率で税金を徴収するといふようなことが起こつてくるのじゃないかと私は心配するのでございしますが、こゝろいうような問題も、午前中の、あなたがた、これから調査を、さらに態度をきめたいといふ、こゝろのこと一括して考へて、来年になるのか再来年になるのか、わからなければ、それまでほつたらかしておきますか。

立って考えるかという観点からの調査をいたしたい。この二つを考慮しておるわけでございます。あとのほうの調査の問題に統一見解を考えます場合に、今おっしゃった税率の刻み方の問題その他の問題も含めてくるだろうというふうに考えるわけでございます。

もちろん、今とにかく非常に超過課税があるわけでございますので、これを一举に三十九年度から理想的な形にするということは、事実問題としてむずかしいかもしれませんし、少なくともその事実の認識の上に立って考えますならば、どのような方向に進むかという方向だけは何とかして見出さなければいけない。方向が見出されれば、あとは経過措置等を考えていけば自然合理化の方法はつくわけでございます。少なくとも本年度中に何とかその方向を見出すようなところまで進んでいきた。そのためには何とかして実態をつかまなければならぬ、こういう考え方を持っておる次第でございます。

○鈴木壽君 あなたがたからいただいた資料によりますと、市町村民税の所得割の税率採用状況として本文方式をとっておるものが市町村数にして六百二十八、三十七年度でございますが、六百二十八、ただし書き方式をとっておるものが二千八百三十一、こういう数が出ておるのであります。それから本文方式をとっておる市町村の中で、準拠税率をこえておる市町村の数が九十八、それからただし書き方式をとっておる市町村のうち準拠税率をこえておる市町村の数が千四百九十六、こういう数字が示されておるわけなのであります。本文方式、ただし書き方式の採用のそれにも大きな問題がある

し、さらに繰り返すようになりますが、ただし書き方式ならただし書き方式をとっておる団体であつても、その中で準拠税率をこえておる市町村数が非常に大きな数を占めておる、こういう実態がこれで明らかになるわけでありますが、何べんもくどいようなことを申し上げても、調査は調査としてそれぞれ目的を持っておられるでしょうし、そういうふうにおやりになるというのですからそれは別として、少なくともやはり、これから三十八年度当初から私は、税率の問題あるいは方式の問題等について強い指導を行なうていただいて、ここに掲げられたような、こういう数字がもっと法で定められたものに近づくような、そういうものにしてもらうように大きく努力をしてもらいたいと思つております。調査の結果を待つて本年中に結論を出したいということでございますが、それまで手をつけないということじゃなしに、それはそれとして、これは根本的な問題にわたることでございますし、いろいろめんどうな問題も出てくるかと思ひますが、それはそれとして、こういう問題についてやはり強い指導を加えていかなければ、なかなか改善はされないと思つております。その辺についてのお考えを伺いたい。

○政府委員(柴田護君) お話のとおりでございます。私も同じように、お話のとおりやうていくつもりで考えております。本文方式に乗り得るものについては極力乗れ、こういう指導はして参つておりますし、また、今後とも努力は続けていくつもりであります。しかし、一般的に考えまして、本文方式に乗り得ない市町村も相当あることは、これも明らかな事実であります。これを片づけるためには基本論に立ち帰つて考えなければならぬ、このように考えております。

○鈴木壽君 そのことをやるにあつて、けさは聞きましてのことでは明らかになりましたが、特交で三十七年度分についてはある程度までやつておる、こういうことでございまして、こういうことが本質的に特交でみるのはいか、あるいはまた、みるにしても全部の市町村の減収分を補てんできるだけの特交のワケといひますか、それがあつて、さばききれぬものかどうか、これはいずれも問題があるにしても、三十七年度にやつたと同じようなことを、やはり三十八年度においても、もっと拡充した意味で特交でみてやるというようなことがあれば、市町村では相当踏み切り方が違つてくると思つておる。今言つたように私は、特交でこういうものを全部まかなうことがはたしていいかどうかということも、実は私自身も若干問題があるのじゃないかと思つておる。しかしながら、とりあへず根本的な対策をとる前の暫定的なそれとして、これでみることも一つの方法だろうと、こう思つておる。三十八年度において特交においてみてやるのだといううなことがあります。れば、指導も実効が上がる指導になるのじゃないか、こう思ふのですが、そこら辺、松島さんのほうでも税務局長との間でどういふうな話がついておるのか、お聞きしたい。

○説明員(松島五郎君) 特別交付税で減収分も特別な財政上の必要として考

慮するといふ問題を、市町村民税の準拠税率超過の問題の解決の手段として今後どう考えるかという御質問かと思ひますが、本年度は扶養控除の引き上げにつきまして、特別交付税で先ほども申し上げましたように考慮いたしたわけでございます。ただ、特別交付税で考慮するといふ問題は、ある年度において生じた減収に伴う減収を補てんするといふことは、一つの方法かとも存じますが、同じものを永久に特別交付税で続けてみていくといふことは、そういうことをやれば翌年度は本来の交付税の配分において何らかの形で一般の財源の増強という形をとった姿で考慮をしてくるわけではないかという問題も出てくるわけでございます。また特別交付税をやることは是非そのものについては、今先生が御指摘になりましたように、問題なしとしなない点もございまして、そこで、今年年度の市町村民税について特別交付税でまた同じようなことをやるかどうかというお尋ねでございますが、市町村民税の解決の仕方をするという方向に持つていくかといふこと、これはやはり密接不可分の関係にあるのではなからうかといふふうに考えまして、今年度の税率引き下げ分についても特別交付税を考慮したらどうかという意見もあつたわけでございます。ただ全体のワケの関係等もございまして、差し当たり扶養控除に一応限つたというわけでございます。したがつて、私も私としては絶対これは税率引き下げについても考えなかつたというわけではございませんが、いろいろな事情、ワケその他の関係でそうなつたわけでございます。

で、来年度の問題につきましては、再来年度以降——特別交付税でかりに来年度見た場合には、再来年度以降それをどう普通交付税の面で受けとめていくかといふ問題と、あわせて検討していきたいと、かように考えております。

○鈴木壽君 まあ私もさつき申し上げましたように、特交の中でどういふものを見ることは是非等については、さつき私自身もはつきりこれではいいのだといふような全面的な考え方は、まだ実は正直に言つて持てないのです。特にそれが恒久的なものになると、お話をうにちよつとこれはおかしいのではないかと一つ三十七年度の特交において扶養控除分についての引き上げについて穴のあく、まあ一応、臨時的に出てくる数字について若干、八〇%ですか、見てやつたということであれば、これは私は、来年も再来年も、こういうことではなしに、そういう臨時的なものとして考える場合には、まあ一つの考え方として、そういうこともあつてもいいのではないかと、こういうふうに思ひますし、それをするならば税率の引き下げ分についても、もっと考へてやつてもいいのではないか。特に根本的な調査に基づく結論が、これはいつ出るかわかりませんが、今年中に、といううな話であります。かりに早い機会になつても、三十九年度において何とか措置するといふしかないと思ふのです。三十八年度では、それに対して何らの、何らという悪いけれども、そういうことに對する対策が講じられないままにいくとすれば、やはり市町村は、穴があい

て、来年度の問題につきましては、再来年度以降——特別交付税でかりに来年度見た場合には、再来年度以降それをどう普通交付税の面で受けとめていくかといふ問題と、あわせて検討していきたいと、かように考えております。

で、来年度の問題につきましては、再来年度以降——特別交付税でかりに来年度見た場合には、再来年度以降それをどう普通交付税の面で受けとめていくかといふ問題と、あわせて検討していきたいと、かように考えております。

た分を大事に考えて、何とかしてもらわなければ、ということになると思いますが。ですから、税率引き下げの指導と言っても、あるいは本文方式に移行するについての指導についてもなかなか踏み切れない。そういう現実の問題があるのではないかと。かりにあれです、三十九年度から根本的な対策が講じられるというのを一つの前提にしようとしても、三十八年度が穴があくような格好になってしまふのではないかと、こういうこともありますので、恒久的な措置がとれると思うのです。ですから、それを私は申し上げて、できれば三十八年度ということにしてやってもいいのではないかと。さういふふうなことを考えて申し上げたわけですが、やはりさっきのお答えのように三十九年度以降の根本的にどうするかというのを考える際に、その中でひとつ考えていこうじゃないか、こういう程度しか今の段階では言われませんか。

○説明員(松島五郎君) 午前中も申し上げましたように、財政力の貧弱な市町村につきましては、ここ二、三年來傾斜的な財源増強というのを志してきたわけでありまして、その理由としては、もちろん関係市町村の行政水準の引き上げということをおねがひしたわけですが、これも、またもう一つ、住民税の問題についても、これが解決の一助になることを強く期待して来たのでございますが、今先

生からお話しのように、減税をすればこれだけ財源がふえるのだという直接的な結びつきがある程度ありませんと、なかなか一般的な財源の増強ということによって税率の軽減を期待するというような、間接的な方法では目的が達しないのではないかと。さういふ考えを、私もいたしましては若干最近持っておるわけではございません。そのことから、先ほど申し上げましたように、扶養控除の問題についても、これを特別交付税で取り上げること、是非はいろいろございしますが、一応特別交付税である程度の穴埋めをするという方法をとったわけではございません。三十八年度の目的として、ただいま現在において同じような方法を税率軽減についてやるということ、ただいま決定をいたしておる段階でもございせんので、私がさういふ点をここで申し上げることは困難でございますが、今までの経緯からいって、さういふような方向でもとらなければ、なかなか問題は解決しないのではなからうかという考え方をもち、今後の問題を処理する方向としていきたいと、かように考えております。

○政府委員(柴田護君) 税率引き下げの問題に関連しまして、ちょっとただいままでの経緯を申し上げますと、おっしゃるように特別交付税等で誘引水的に減収補てんをしていただく、それが一つの誘引水になる。これはおっしゃるとおりでございますが、ただこの特別交付税という意味は、先ほど松島参事官からお話し申し上げましたように、いわば一種の激変緩和措置的な意味を持つております。昨年から三十六年度と三十七年度の本文方式とた

だし書き方式との採用状況を見て参りますと、三十五年対六年と比べて、六年度対七年というのは本文方式を採用する市町村、つまり従来ただし書き方式をとっておりましたものが本文方式に移りました数等につきましても非常に進化したと見て進んでおるものであります。その背景になったのは、昨年の税源再配分に際しまして市町村がただし書き方式を上げております。これが非常に市町村の支えになっておると判断をするわけでありまして、もちろん特別消費税で見ても、さういふ激変緩和措置も力があったわけではございませんけれども、もうひとつ支えになったのが税源再配分に伴う市町村のただし書き税率の引き上げということでございます。そこで、さういふことがありますと、午前中にちょっと申し上げましたように、今度の交換は、市町村においてはただし書き税率の引き上げのほうが多くて若干得になる。この得になるものを少しでも住民税の合理化に回せ、こういうことを実は私は指導したいと思つて、三十八年度はどうするかという問題は、部内でもいろいろ意見がありまして、財政当局と私も相談をしております。最中でございまして、今後どう扱うかという問題は、さういった問題をこの指導をしながら、その指導状況を見きわめて、なお財政当局ともよく相談したい、こういうつもりでおるわけではございません。

○鈴木重君 道府県民税についてですが、所得割りの税率ですが、これについて何かやはりこのままでいくというのですか。もつとはっきり申し上げますと、二百五十万円までの分は二%、それをこえる金額に対しては四%というふうな、大きなそれこそ刻み方になっていくのですが、これは私はもつと所得の段階に應じた、もつとこまかく段階をつけた税率でやったほうが合理的ではないかと、こう思つておりますが、その点どうですか。

○政府委員(柴田護君) 府県民税につきまして、お話のような説と申しますか、考え方があることは事実でございます。私も税制調査会の答申によりまして、まあ所得課税を行ないます場合に、その団体が住民に——つまり納税者に近接する度が高いほど、むしろ比例税率は軽度の累進税率を加味したものがいい、こういう考え方から立つて先年——昨年でございまして、府県民税を改正したわけではございません。その結果どうなつておるかということ、まだ実施途中でございまして、実施したばかりでございますので、結果的にどういふところが出てきておるか、まだはっきりいたしておりません。したがって私どもはいいと思つてやりましたことありまして、今ここでそれをどういふこととするかは持つておりません。しかし市町村民税について、かりに両方式統合という問題が出てきた場合に、それは所得税の関係をどうするか、あるいは所得税の関係をどう見るか、所得課税全般についての関連をどう見るか、市町村民税と府県民税との配分をどうするかというときには、全然問題にならぬことではないので、さういふ観点から、現行府県民税を見直す必要があるということでは申せません。しかし今ここで、やっぱかりの府県民税を直すということをおっしゃれば、直す

と、どういふ結果が出てくるかわからぬと、さうおっしゃるのですが、この所得課税というもので考えます場合、さういふ形のものが、少なくとも私は税の理屈から、どうもこれが正しいのだ、こうはちょっと言い切れない問題があると思う。ただ所得税——国税から現にいわば移譲されたような形で、さういふものが出てきたのですから、さういふ事情は私わかりません。事情はわかつてゐるつもりですが、しかしさうであるからといって、この刻み方で百五十万円までは二%、それ以上こえるものが四%というばかに大きな刻み方で、所得に対する課税の問題をこれは正しいのだ、こうは私は言えないのじゃないかと思つております。それはやっぱかりですから、あなたの方、法律を作った建前からいまして、一年たつてすぐこれはいけませんから、来年直しますというふうなことは、私はいは言いつらうなことだと思つて、私、当初からさういふ考え方は持つておつたのですけれども、これはやはり私は考えなければならぬ問題じゃないかと思つております。先ほどのあれですか、今度の市町村の住民税の調査、それに対するいろいろの起り得る問題についての措置のし方、さういふものを考える際に、さらに市町村民税だけではない、道府県民税も考えるし、あるいは国の所得税のさういふものを考える。一貫した一つの流れとし

て、こういう府県民税の税率がいいかどうかということとは考える、というふうなことをおっしゃっておりますが、そういうことで、私もまあそうかと
思つてひつ込めればいいのですが、やはりこのままにしておいて、いいとい
う建前に立つのだったら、少し考え方
を変えてもらわなければならぬのじゃ
ないかと思うのですが、あらためてひ
とつもう一度お願いします。

○政府委員(柴田護君) ちよつと私の言い方がまずうございましたが、結局その所得、府県民税というものを考え、参ります際には、府県の税金だ、あるいは市町村民税は市町村の税金だ、ということと同時に、所得税とあわして、国、地方を通ずる所得課税の分配だという考え方をとらざるを得ないと思ふのでございます。その際に、一般原則としては、先ほど申し上げましたように、一般納税者から課税団体が遠ざかる距離が大きくなるに従つて、累進度が強くなつて然るべきだ、納税者に近づくに従つて、むしろ比例的なものが強くなるべきだという一般的な考え方がある。これは外国でも実はそういうことで取つておるところがたゞさうございませう。そうなつて参りますと、結局市町村民税のあり方をどうするかというときに、それとの関連で、もう一ぺんやはり国の所得税の累進課税のやり方、それから府県民税の軽度の累進のやり方ということ、国税、地方税を通ずる相互負担という観点から、もう一ぺんやり直すことは必要でありませうと、こういうことを私は申し上げたつもりでございます。しかし今のところでは、特に現在の府県民税のあり方について、今ここで議論を

するのはやや早計じゃなからうか、こういう気持を持ったわけでございませう。実は府県民税の改正の場合にも、市町村民税からああいいうやり方の先手を染めるべきだという意見が強かったのですし、理論的には私どももそうだと思ふのであります。市町村民税には、そういう課税方式をとります前に解決しておかなければならない、たとえば超過課税の問題とか、あるいはただし

書きと本文の較差という問題もござい
ますので、これは見送って、府県民税
から取ったと、こういうところに、や
やちよつと順序を踏み違えたような感
じを与えたかもしれません。それがか
えて、非常に府県民税についてドラ
スティックな改正だったという印象を
与えて、何かおかしいじゃないかとい
つたような御意見が飛び出すような
ものになったのじゃないかとも思う
のでございませうけれども、総体的
に考えますと、私どもはそういう考
え方で今後とも進めて参りたいと、
こう思っておるわけでありませう。
決して府県民税の今の税率を未来
永劫据え置くことという気持はあり
ませうけれども、しかし見直す機会
は、そういう機会に見直す機会が
めぐってくるだろう、そのときに
そういう観点から見直すなければなら
ないだろうと、こういうように考
えておる次第でございませう。

○鈴木壽君　ですから私も、今
度の改正案には何も手を触れており
ませうし、また今度の改正案の機会
にこれを變えてしまえ、こういうこと
まで私は申し上げておるつもりはな
いのであります。ただ、しばしば話
に出ておるように市町村の住民税に
ついて、これから調査をし、これに
対する根本的な考

え方を固めていきたい、こういうことをおっしゃっていますから、私はそれ

を受けて、この機会に、こういう不合理も――私からすれば、不合理だと思
うから、そういうものをもあわせて考

えていく必要があるんじゃないかなろうか、私はそういうことで申し上げておるのであります。したがって、それを、いや、これはいいのだ、こういうふうに言われると、ほんとに、これはいいと思っていいのかなと考えざるを得ないので、言うのでありますが、それはお話のように、そして私が今申し上げたように、根本的な実態を調べた上で対策を立てるのだ、こういうことを

おっしゃっていますから、それとともに単に市町村の税率の本文とか、ただし書きとかいう問題だけでなしに、府県民税の問題も、そういう観点からこゝで取り上げてしかるべきじゃないで

しょうか、こういうことでありますから、その点は考え方は一致したようでございますけれども、私は、これは近い機会にもっと考えなければならぬのじゃないかと思うのです。先ほど言っ

たような、一昨年の法改正のときに——三十七年度ですか、三十七年度から、こういうふうにな所得税の一部分が振りかえられたようないきさつもありますし、それからそれと、全穀の国

税あるいは道府県民税あるいは市町村民税のこれらの負担のいろいろな状況から、もちろん十分の関連性をもった考え方をしていかなければならないと思ふのです。そういう意味で、おつ

しゃることも私はわかるのでありますが、しかし税率はやっぱり検討するところであらうと、おかしいと思うのでありますから、その点。

○委員長（石谷憲男君）速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（石谷憲男君）速記をつけ

○鈴木壽君　これは資料としてひとつ委員長にお願いしたいのです。電気ガス税の非課税の額がどの程度になっているか。できれば、いろいろな事業が入っておりますから、それを簡単に仕分けはできないと思いますが、どこかにその資料がありますか。なければ、この次でいいですから、できればプリントにして出してほしいと思うのです。

○政府委員（柴田護君） お話の資料は品目別で、どういう品目があるかという……。

○鈴木壽君 それはやはりめんどろうでしようか。

○政府委員(柴田護君) 金額だけは……。

○鈴木壽君 金額あるいは事業を大まかに……、最近のものではできませんか——それで総体の金額だけでもい

いす。それは今わかりますね。

○説明員(佐々木喜久治君) 電気ガス税の非課税規定によります減収額は、三十八年度ベースで計算いたしましたし、電気税の非課税分が百九十七億、ガ

スの非課税分が二億、合計いたしました。百九十九億という数字になっております。

○鈴木壽君 この電気関係の非課税のそれは相当大きな額に年々ふえてきて

おりますね。そこで、ことはあなた方はどういう抵抗をなされたのか、通産省からの要望というものは一応押さへられたようではありますが、次から次

へと、こういうものが通産省から出てきますね。これはやはりよほどしっかり

りした考え方に立たないと、どんなこの非課税品目がふえまして、したがってこの非課税の額も相当な額に

上っていくことになると思うのであります。単に電気の需用がふえて、それによって上がるというよりも、そういうもののために大きくこの額が上がってきたというようにも予想されますので、実は僕らは本質的にはむしろ縮小して整理すべきでないかという考え方を持っておりますし、場合によっては何%かは課税してもいいのだと、私どもはそういうような考えを実は持っています。

おるのであります。これは今になりますと、当初電気ガス税の非課税の問題を取り上げたそれから見ますと、著しくその適用範囲というものはふくれ上がってしまつて、何か新しい産業には

みんな電気ガスを税を課さないのだ、こういうことにだんだんできておると思うのです。ほんとうに基幹産業とか、あるいは生活に密接な産業に対する一つの助成といえますか、援助とい

いますか、そういう意味を含めた立法当時の電気ガス税ができて非課税の問題を取り上げた際のそれから見ますと、だいぶかけ離れてきておると思うのですが、そういう点、どうでしょう。

○政府委員(柴田護君) おっしゃるとおりだとわれわれは考えております。特に電気ガス税を特殊産業について非課税の措置をとった場合におきまして

は、財政的に考えますと、特殊の団体
に非常に大きな影響を及ぼすことにな
る。その際にその補てん措置がなか
なうまくいかなない、こういう問題が

つづきますし、また、非課税措置をとられた産業は全部非課税になつてしまふが、そうでない産業はまるまるかかる、その辺に不均衡がありはしないか。従来原価の中に占めます電気料金が五割をこえるもの、しかも第一次産業であつて、そういうものについて非課税措置をとってきたわけでありますが、どうもこの原則だけではいかぬのじゃないか、と申しますのは、経済政策的な観点もございまして、同時にまた課税産業と非課税産業の間に非常に大きな負担の開きがある、こういう問題もございまして、ここで従来の原則全般についても一べん考え直す必要があるというふうにお考えになる次第でございます。またガスの問題につきましても、いわゆる都市ガスとプロパン・ガスとの関係その他むずかしい問題がいろいろございまして、この辺で電気ガス税というものを将来どうするかという基本方針について、根本的に考え直したいと考えております。非課税の問題につきましても、これは税制調査会に對しましても、一体経済政策として地方税のいろいろな特例措置——非課税措置も含めての特例措置というものは何か原則がないものだろうか、そういったものについてひとつ御審議をわづらわして、原則みたいなものをひとつ教えてもらいたい、こういうことで実はお願いをしておりますが、税制調査会は調査会といしまして、われわれはわれわれといしまして、基本的に少し問題を根本的に考え直したい、こういう気持を持っておる次第であります。

○小林武治君 今、鈴木さんからお話がありましたが、どうも電気ガス税についてには自治省も無方針で困る。それで何か根本的に考え直すと言つても、さっぱりいつのことかわからぬし、毎年毎年引きずられて、そしてことしの問題でも僕は初めからやかましく言つて、市町村税としてこんな大事な税はないんだ、これをまるで人のものをかっ払うような格好でみんな減していき、それで自治省は何か大した強い態度をとらないということ、ほんとうに私は困ると思つておるのですがね。ことしなんか、とにかく新聞等で見ると、今の織物や紙まで免除にしよう、何のことだ——こういうまるで思ひつかないですね。一つの産業をとつつかまえてこいつをやつてやろうというふうな、全然方針がない。これはことしはやまつたら、まだがまんもできませんがね。今の非課税問題なんというものは、ほんとうに自治省も腰を据えて再検討する、ずるずる減っていくというふうなことがないようにしたい。とにかくこんな確実な市町村税で喜ばれておるといふか、あてにされておる税金はないので、そういう税が地方財政に与えている影響というものについての認識を持たないのじゃないか。ただ通産省の人たちは、思ひつきで、ことしはこいつをやつてやろう、来年はあれをやつてやろう、ただ生産費の五割なんて意味ないですね、何のことか。これが今、産業振興に必要だ、輸出産業がどうか、こういうふうな経済政策上の問題でもあればいいが、そういうことも今失われておつて、それでどんなに新規な産業でも三年か五年たてば一人立ちもできるし、こんな税によつて保護するというふうな必要はないのです。だからしてどうしたつて、

三年、五年たつたらこれを整理していくというふうなことをやらなきゃいけないんで、どうも自治大臣もこの点はさっぱり強い態度をとられないように思ひます。ことにガス税なんかは、あなたの方のほうはプロパン・ガスがあれだけ普及してきててもどうにもならぬ、そして家庭ガスだけが虐待をされておる。こういうことは、私は電気税とガス税を今さら別々にしてしまふのですね、そしてガス税なんていうものは大したことはないから廃止しまつたらどうかというふうな考えも持つておるのです。これはまあ税金の額もそう多くないので、そういうこともあつていいと思ひますが、どうですか、今、鈴木さんが言われたように、電気ガス税の非課税の再検討というのはほんとうにできないものか、自治省の力では、何かあなたの方、まるで通産省に引きずり回されておる、こういうふうにお思ひますが、われわれの言うことに抗議が申し込めるなら申し込んでもらいたい、そんなことはないというふうな。

○政府委員(柴田護君) おっしゃる通りだと考えている次第でございまして、ただ残念ながら今までの経緯は、これまた先生のおっしゃるとおり非常にきつりしない状態で、今日までできていることもたしかであります。当初電気ガス税を作りましたときははつきりした原則があつたわけでありまして、その後いろいろの形でもつて原則がくずれてきておる。一昨年でございまして、税制調査会に新しく原則を作つてもらつたのですが、最近またおかしくなつてきておる。私も非常に不均衡を感じますことは、この非課税そのものが永久的なものになりがちだという問題、それから課税産業と非課税産業の間に非常にアンバランスがある。産業政策として電気ガス税の問題を考へる場合、一挙に非課税という措置がいいのか悪いのかという問題、それから期限をつけずにやるのがいいのか悪いのかという問題、こういった問題があるものであります。私が先ほど基本的な考え直したいということを申し上げましたのは、従来のような態度を貫いていつかはもうだめだという感じを強く持つております。この辺でふんどしを締め直して基本方針を明確にして、そしてこの電気ガス税の将来というものをはつきりした形にしたい、こういう気持を強く持つておるわけでありまして、現在いろいろの方面から資料を集めて検討しているまづ最中でございまして。

○小林武治君 今聞いてみると百九十九億、たいへんな非課税なので、すね。今全体で五、六百億に對して二百億の非課税が行なわれておるというのとはこつぱいだと思う。あなたに言つても何ですが、しっかりと案を作つてもらわなければならぬが、どうもわれわれのほうの党においても、この問題はそう重大な関心を持たれていないというふうななきらいもあるんだが、ほんとうに市町村のことを考えれば、これは全く大事な税金ですよ。だから地方財政をほんとうに考えるならば、この税金を確保してやるということ、自治省として全力をあげてやるべき問題だと思ふのです。そういうことをひとつ来年の問題になるかもしれないが、また来年同じような問題が起きてするするとやられてしまふ、あなたの方の知らぬうちにやられてしまふということもありまして、そういうことのないような一つの方針、原則というものをきめてもらいたいと思ひます。税制調査会にもそうやってもらいたいと思ひます。事務当局にも考えがあることと思ひますので、強く要望しておきます。それについてひとつ、税務局長の決心を聞かしていただきたい。

○政府委員(柴田護君) お説の方向で一生懸命やつてみたいと思ひます。

○鈴木壽君 結論が出たようでありすが、これは小林さんと同じように税務局長だけにどうのこうのと言つてもなかなかあなたも苦しいと思ひます。むしろ、これはいわゆる政策減税ですから、あなた方も苦しいでしようが、この次には大臣の御出席をお願いしますが、このままで放置できないと思ひますし、ただいまの局長のお答えの中にも永久にそういうものを継続していくかどうか、あるいは他産業とのつり合ひの問題等にも触れておりました、これはぜひ詰めて明らかにやが、これは政策的な、これは経済政策の上でのことなのです。これは地方税で、相当大きな額で政策的な減税をするなんということは、私は間違つておると思ふ。やるなら、これはまた別途何か方法があるでしようし、こういう地方税、しかも一般住民はささやかな電気の使用、ガスの使用に對しても税金を負担をする、こういうことになつておる建前からしますと、どう考えても私どもは納得のいかない問題だと思ふのであります。これは一挙に直せと言つても大へんでしやうし、一つの方法としては、私はあなたのおっしゃつたように、永久に、一度にやつたらもう何十

年もこのまま非課税になっているんだという、こういうものをまずはずすべきだと思ふ。三年なり五年なり、ある期限をつける、たとえば新しい産業が出てきた、育成助長というようにない、場合にやったらなければならない。三年なり五年なりの限度であるべきだと思ふ。たしか昭和三十六年の十二月に出ました税制調査会の答申の中にも、そういうことにも触れたものがあつたと記憶しておりますが、今私持ってきておりませんからわかりませんが、ああいうところでも、こういう問題に対しては、相当な、これではないのだからという線を出しておるのです。これはやっぱり三十九年度においては、それこそほんとうに勇気をふるって、先ほども言ったように、あなたにだけ申し上げてもなかなか大へんな問題だと思ひますけれども、やらないうことにはいけなかつたと思ふのです。ね。減税したやつが、かりに一般住民の消費生活の上に、あるいはそういうものに何かプラスになつてくるようなことでもあればいいのですが、そうじゃないですよ。ですから、どこから考えても一部の産業の保護ということに終つておられますし、しかもそれが大事な地方税によつて行なわれるというところは、私は許すべきじゃないと思ふのです。先ほどあなた、小林委員のお尋ねに対して答へられておられます、結論が出たようでありまして、私もこの問題については強い要望を申し上げておきたいと思ふのであります。ほつておきましたら三十九年度で必ず通産省あたりから持ち込まれますよ。三十八年度だつて持ち込まれて

おりますし、次から次と出てくる。このままだったら出てきて防ぎようがないと思ふ。はっきりした態度というものが要だと思ふのです。そういう意味で、ひとつ大きな勇気を持つてほしいと思ふのですがね。私、これは意見を含め、要望を含めたことにして、お答えは先ほど出ておりますから、それ以上求めません。ただ、この問題はいろいろな産業なんかの、これはあなた方検討する場合に、当然なされなければならぬと思ふのであります。非課税を行なつておる、そういう産業についてのいろいろな経理の実態というものを考えなければいかんと思ふのです。こういうものについて何か調査なすつておられますか。たとえばさつき言つた、これは五割以上になるかどうかというようなことを含めてです、コストの面で一体どういう関係になつておるのか、そういうようなことを何か御調査になつておられますか。

○政府委員(栗田護君) この点はおっしゃるとおり問題がございますので、現在の非課税規定について、この非課税規定に該当している産業について、今どういう形になつておるのかということ、やはり調べていく必要がございます。現在、調査の段階でございます。先ほどからお話ございましたが、結局、地方税といひましても、やはり地方の利害を考えたものにつきましては、地方税が経済政策に協力するといふことは否定すべきでないと思ふ。おのずから限界があるのだ、たとえば、産業の経済政策を考えます場合に、金利で考えるものを、金利をほつたらかして置いて、いきなり税で——これは少しなにとつたような感じもわれわれはするわけでありまして、その辺についてどういふ線を引いたらいいか、これに思ひ悩んでおるわけでございます。電気ガス税につきましても同じような問題がございます。現行非課税規定についてそういうような観点から、やや広い範囲で企業の実態その他の問題等を含めまして、地方税の非課税の状態というものを、実態について調べる。そういうものを基礎にして何か原則というものを、一つの線を作りたい、こういう考えで作業をしていっているつもりでございます。

○鈴木壽君 これは私、さつき申し上げたことの中で、地方税で、いわば国の産業政策のようなものに、地方税の形で出してしまつて、そういうもののは減税というようなことをやるのはおかしいじゃないかと云つたら、あなたはやるといふことがあつてもいいと言ふのですが、それはあつてもいい場合もありまして、私はあると思ふのです。そのほかの税目だつてそういうものは調べてみればありますから、私、全面的に一切がだめだ、こう否定をするわけじゃないが、ただ、語気を強めて申し上げますと、そういうことをやはり一応しなければならぬのでありますから、ですから、これはほんとうによろしく、はつきりした態度をとつて、とりあえず私は、整理をするという段階にきていふと思ふのです。そうして、ほんとにあるいは重要産業とか、基幹産業とか、それが国民生活に重大な影響を持つ、こういうものにしほつて、しかも、コストの中に電気料金なりガス料金なりは、一体どういう比率を占めるのか、こういうことも当時のそれに戻つて、一応これを考へて検討してみ、こういうときに私はきていふと思ふので、強い要望を申し上げましたけれども、そういうことでひとつ私の言つたことを理解していただいて、三十九年度では効果のある地方税の、電気ガス税のあり方というものを打ち出してもらいたい、私はそう思ふのであります。

○委員長(石谷憲男君) 本日の審査は、この程度にいたしたいと存じます。次会は三月二十六日(火曜日)午前十時に開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時四十八分散会

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に定める場合を除くほか、財務規定等の一部(財務規定等のうち第十七条の二以外の規定をいう。以下同じ)は、地方公共団体の経営する企業のうち政令で定める事業で、常時雇用される職員の数が百人以上のものに適用する。

第八条第一項第四号中「及び証書類」を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

(事務の委任)

第十三条の二 管理者は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができ、この場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(長期貸付け)

第十八条の二 地方公共団体は、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができ、

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定により長期の貸付けを受けた場合においては、当該貸付けに係る金額に相当する金額を、翌事業年度以降において、予算の定めるところにより、一般会計又は当該他の特別会計に償還しなければならない。

第十七条中「特別会計を設けて行ない、その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ」とする「特別会計を設けて行なうものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条本文中「又は第三項」を「から第四項まで」

公営企業」を「公営企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第一条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定に基づき政令で定める事業を除く。）で政令で定めるもの」に改め、同条第二項中に「地方公共団体が行う事業」の下に「地方公営企業法第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定により同法の規定の一

、対面交通制を人車左側統一通行
制に改正するの請願(第二〇六九号)

日受理

一名古屋商工會議所

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二〇六九号 昭和三十八年三月七日受理

対面交通制を人車左側統一通行制に改正するの請願

請願者 大分県日田市東町二丁

目川島秀介

紹介議員 石田 次男君

左側統一通行制から対面交通制になつて、すでに十有余年を経過したが、いまもなお、国民大多数のその足は左側通行制を不文の憲法のように守つてゐる。この言外の世論は、祖国の歴史と伝統と国民感情等に基づき、かつは心身諸機能の調和活動の礎であるところの右ぎきに最適な左側通行習性による必然の発現であり、生命本能の自然欲求の姿である。右側通行に適する左ぎきの人はわが国では二、四パーセント、欧米では五、十一パーセントにすぎない有様であること等を勘案されて、対面交通制を人車左側統一通行制に改正せられたいとの請願。

昭和三十八年四月一日印刷

昭和三十八年四月二日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局